

2020 年 7 月 1 日

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

神奈川県高座郡寒川町宮山 3316 番地

河西工業株式会社

代表取締役 渡邊 邦幸

(代表印)



当社を吸収合併存続会社、河西テック株式会社を吸収合併消滅会社として 2020 年 7 月 1 日（以下「本効力発生日」といいます。）付けで効力を生じた吸収合併（以下「本合併」といいます。）について、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づいて開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日
2020 年 7 月 1 日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過
 - (1) 吸収合併をやめることの請求（会社法第 784 条の 2）
吸収合併消滅会社の株主より、会社法第 784 条の 2 に基づく吸収合併をやめることの請求はありませんでした。
 - (2) 反対株主の買取請求（会社法第 785 条）
吸収合併消滅会社の唯一の株主である当社は、会社法第 784 条第 1 項本文に規定する場合における特別支配会社であり、会社法第 785 条第 1 項に基づく株式買取請求をすることができる株主はいないため、該当事項はございません。
 - (3) 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）
吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はございません。
 - (4) 債権者の異議（会社法第 789 条）
吸収合併消滅会社は、会社法第 789 条第 2 項に基づき、2020 年 4 月 30 日付け官報により公告を行い、また、知れている債権者に対し各別に催告いたしましたが、吸収合併消滅会社の債権者より、異議申述期限までに、会社法第 789 条第 1 項に基づく異議はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求（会社法第 796 条の 2）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の買取請求（会社法第 797 条）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

(3) 債権者の異議（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び同条第 3 項に基づき、2020 年 4 月 30 日付けの官報による公告及び電子公告を行いました。当社の債権者より、異議申述期限までに、会社法第 799 条第 1 項に基づく異議はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日において、吸収合併消滅会社の一切の資産及び負債並びにその他の権利義務を承継しました。その承継した資産及び負債の額は、それぞれ 1,858,787,322 円（概算）及び 1,292,869,166 円（概算）であります。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く。）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記予定日

本合併についての会社法第 921 条の変更の登記は、2020 年 7 月 1 日以降速やかに申請する予定です。

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

別紙

2020年4月30日

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

静岡県富士宮市北山4839番地の24

河西テック株式会社

代表取締役 高橋 章



当社は、2020年7月1日（以下「本効力発生日」といいます。）をその効力が生じる日とし、河西工業株式会社（以下「河西工業」といいます。）を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施いたします。本合併について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づいて開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

(1) 合併対価の総数又は総額の相当性に関する事項

河西工業が当社の発行済株式の全てを保有していることから、本合併に際しては、河西工業の株式その他の金銭等の割当交付は行いません。

(2) 合併対価として当該種類の財産を選択した理由

該当事項はございません。

(3) 吸収合併存続会社と吸収合併消滅会社とが共通支配下関係にあるときは、吸収合併消滅会社の株主の利益を害さないように留意した事項

該当事項はございません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はございません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

該当事項はございません。

5. 吸収合併存続会社についての事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はございません。

(3) 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

- ① 河西工業は、河西工業の英国連結子会社である KASAI UK LTD.の英国マーサー・ティドフィル工場について2021年内を目途に閉鎖することを決定したこと、並びに KASAI SLOVAKIA s.r.o.社における受注規模の縮小及び量産開始時期の遅れによる事業計画の見直しを行ったことに伴い、2020年3月期の決算において、合計約20億円の特別損失を計上する見込みとなりました。
- ② 新型コロナウイルスの感染拡大による売上、営業利益及び経常利益の悪化が見込まれること、及び上記の特別損失の計上を見込んでいることに伴い、河西工業は、2020年3月期の通期連結業績予想を修正する旨を2020年3月13日付けで公表しました。
- ③ 河西工業は、KASAI SLOVAKIA s.r.o.社に係る関係会社出資金評価損約12億円を個別決算において計上する見込みとなりました。当該関係会社出資金評価損は連結決算上消去されるため、連結業績に与える影響はありません。

6. 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社は、2020年2月22日を効力発生日として、資本金の額を2億1000万円減少して減少後の資本金の額を金9000万円とし、資本準備金の額は0円から資本金の額が減少後も0円としました。

7. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

河西工業の2019年12月31日における現在の資産及び負債の額は、それぞれ77,580,532,123円及び48,569,283,096円であり、上記5(3)に記載した事項による変動のほか、本効力発生日までに河西工業の資産及び負債の額に大きな変動は生じない見込みであります。

一方、本合併により、本効力発生日において河西工業が当社から承継する資産及び負

債の額についても資産の額が負債の額を上回ることを見込んでおり、上記 6 に記載した事項による変動を除き、本効力発生日までに当社の資産及び負債の額に大きな変動は生じない見込みであります。

したがって、本合併が実施された場合でも、河西工業の資産の額は、その負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

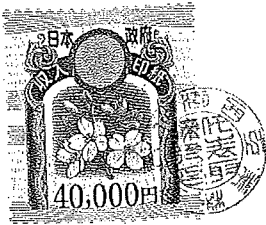
また、本合併後の河西工業の収益状況について、本効力発生日以後における河西工業の債務の履行に支障を来すような事象の発生及びその可能性は、現在までのところ認識されておりません。

以上より、本効力発生日以後における河西工業の債務につき、履行の見込みがあるものと考えます。

以上

別紙 1（吸収合併契約の内容）

河西工業株式会社及び河西テック株式会社が 2020 年 3 月 27 日付で締結した吸収合併契約書の写し



吸収合併契約書

河西テック株式会社（以下「甲」という。）及び河西工業株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

本契約に定めるところに従い、甲及び乙は、甲を吸収合併消滅会社とし、乙を吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」という。）を行う。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

(1) 吸収合併消滅会社（甲）：

商 号：河西テック株式会社

住 所：静岡県富士宮市北山4839番地の24

(2) 吸収合併存続会社（乙）：

商 号：河西工業株式会社

住 所：神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地

第3条（合併対価）

乙は、本件吸収合併に際して、甲の株主に対して金銭その他の対価を交付しない。

第4条（乙の資本金及び準備金）

本件吸収合併により、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条（本件吸収合併の効力発生日）

本件吸収合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年7月1日とする。ただし、本件吸収合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙の間で協議した上で効力発生日を変更することができる。

第6条（権利義務の承継）

乙は、効力発生日において、甲の資産、負債その他一切の権利義務を承継する。

第7条（合併承認総会）

1. 甲は、会社法第784条第1項本文の規定により、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件吸収合併を行う。
2. 乙は、会社法第796条第2項柱書本文の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本件吸収合併を行う。

第8条（本契約の変更等）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の理由により、甲

又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合その他本件吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合には、甲及び乙は協議した上で、本契約に定める本件吸収合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約の効力）

効力発生日までに、関連法令に基づいて要求される監督官庁等の承認を得られない場合には、本契約はその効力を失う。

第10条（管轄裁判所）

本契約に関連して発生する訴訟その他の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（規定外事項）

本契約に定めるもののほか、本件吸収合併に関して必要な事項については、甲及び乙が協議した上でこれを決定するものとする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年3月27日

甲：静岡県富士宮市北山4839番地の24

河西テック株式会社

代表取締役社長 加山 岳志



乙：神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地

河西工業株式会社

代表取締役社長 渡邊 邦幸





別紙 2（吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容）

河西工業株式会社の最終事業年度（2019 年 3 月 31 日 期）に係る次の書類

①事業報告書

②計算書類…貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表

③監査報告書…計算書類に係る独立監査人の監査報告書、監査等委員会の監査報告書

以上

(添付書類)

事業報告

(自 2018年4月1日
至 2019年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では良好な雇用環境や企業収益の改善などに加え、所得税減税などの政策効果もあり、堅調な回復が続きました。中国では、米中貿易摩擦の影響による輸出の減速や個人消費、設備投資の伸び悩みにより、成長率が鈍化しております。欧州においては、内需は堅調に推移したものの、英国のEU離脱問題による輸出伸び悩みや欧州政治の混乱が影響し、成長率が鈍化しました。

わが国の経済は、度重なる自然災害や米中貿易摩擦の影響が懸念されましたが、企業業績・雇用環境・個人消費が底堅く推移し、緩やかな回復基調を維持しております。

当社グループの関連する自動車業界では、米国市場の新車販売市場の冷え込みがあり、中国においても乗用車需要がマイナスになる等、市場全体で成長が鈍化しております。一方、日本市場においては、新車投入やモデルチェンジ効果により、国内生産は底堅く推移しました。

このような経営環境の中で、当社グループではグローバルな自動車内装部品メーカーとしての地位を確立すべく、品質の確保、生産性向上と原価低減活動の推進、製品開発力・技術力の強化を図っております。

この結果、当連結会計年度の売上高は、北米セグメントや日本及びアジアセグメントにおける新規立上げ車種の売上高寄与により、2,272億57百万円（前連結会計年度比1.4%増）の増収となりました。しかしながら営業利益は、市場での価格競争の激化に加え、新車立上げ準備費用の増加や新拠点設立費用の影響により、104億70百万円（前連結会計年度比25.0%減）、経常利益は110億81百万円（前連結会計年度比23.2%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は45億36百万円（前連結会計年度比41.2%減）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

		当期業績	対前期比		主な増減要因
日 本	売 上 高	65,886百万円	+1,274百万円	+2.0%	新規立上げ効果や当社受注車種の増産
	営 業 利 益	698百万円	△2,213百万円	△76.0%	新拠点設立費用や新車立上げ費用の増加
北 米	売 上 高	99,454百万円	+2,263百万円	+2.3%	アメリカでの新車立上げ効果
	営 業 利 益	1,372百万円	△800百万円	△36.8%	当社受注車種の増産のための労務費や新車立上げ準備費用の増加
欧 州	売 上 高	15,056百万円	△510百万円	△3.3%	当社受注車種の減産
	営 業 利 益	△455百万円	△952百万円	－%	新拠点立上げ費用の増加
ア ジ ア	売 上 高	46,859百万円	+193百万円	+0.4%	ASEAN地域における新車立上げ効果
	営 業 利 益	9,108百万円	+290百万円	+3.3%	新車立上げ効果

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資額は128億59百万円で、その主なものは新規車種対応の設備及び金型等への投資であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度では、長期的な安定資金を確保するため、長期借入金138億70百万円の調達を行い、設備投資資金等に充當いたしました。

④ 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、自動車メーカーのグローバル事業拡大により新興国を含むグローバルでの事業戦略の重要性が増しております。

世界規模における企業間の競争はますます激しくなっておりますが、更なる発展を目指して当社では中長期的計画を策定し、新たな飛躍に向かって以下の取り組みを行ってまいります。

1. お客様にご満足いただける高い品質の継続的な確保、体制の強化による適正なコストの実現
2. 最適設計、先進生産技術の導入及び適切な調達活動によるコスト競争力の強化
3. グローバルでの経営資源の最適配置及び人財の育成

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第85期 (2016年3月期)	第86期 (2017年3月期)	第87期 (2018年3月期)	第88期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売 上 高 (百万円)	237,992	222,537	224,036	227,257
経 常 利 益 (百万円)	16,116	15,649	14,420	11,081
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	8,543	9,017	7,709	4,536
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	224.63	236.29	200.46	117.41
総 資 産 (百万円)	133,501	136,655	141,076	143,287
純 資 産 (百万円)	55,102	61,041	69,713	70,150
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	1,251.06	1,398.75	1,582.11	1,592.32

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式を除く）により算出しております。なお、株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託が保有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

[第86期]

第86期は為替が前期比で大幅な円高となったこともあり、対前期比で売上高は154億55百万円の減収となりましたが、税金費用の減少等により親会社株主に帰属する当期純利益は増益となりました。

[第87期]

第87期はアジアセグメントでの当社受注車種の増産や新車立上げの効果により、対前期比で売上高は14億98百万円の増収となりましたが、北米セグメントでの減産や欧州セグメントでの新拠点設立費用の発生により、親会社株主に帰属する当期純利益は減益となりました。

[第88期]

第88期（当連結会計年度）につきましては、「1. 企業集団の現況 (1) 当連結会計年度の事業の状況 ①事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第85期 (2016年3月期)	第86期 (2017年3月期)	第87期 (2018年3月期)	第88期 (当事業年度) (2019年3月期)
売 上 高 (百万円)	69,428	75,845	74,707	75,261
経 常 利 益 (百万円)	954	2,837	3,509	4,189
当 期 純 利 益 (百万円)	776	3,252	3,496	3,870
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	20.42	85.22	90.91	100.17
総 資 産 (百万円)	64,801	70,621	73,328	72,913
純 資 産 (百万円)	20,101	22,921	25,330	27,238
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	524.93	595.89	655.89	704.05

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式を除く）により算出しております。なお、株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託が保有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

[第86期]

第86期は主要得意先の増産効果により、64億17百万円の増収となり、受取配当金の増加等もあったことから、経常利益、当期純利益は増益となりました。

[第87期]

第87期は当社受注車種の減産や生産終了により、11億37百万円の減収となりましたが、経費削減や合理化活動により、経常利益、当期純利益は増益となりました。

[第88期]

第88期は当社受注車種の増産や新車立上げ効果により5億54百万円の増収となり、経常利益、当期純利益も増益となりました。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
河西サポートサービス㈱	90百万円	100.0%	保険代理業、業務請負他
三重河西㈱	490百万円	100.0%	自動車内装部品製造販売
群馬河西㈱	300百万円	100.0%	自動車内装部品製造販売
河西テック㈱	300百万円	100.0%	自動車内装部品用金型製造販売
九州河西㈱	90百万円	100.0%	自動車内装部品製造販売
河西テクノ㈱	40百万円	100.0%	自動車内装部品設計開発
KASAI NORTH AMERICA, INC. (米国)	6,719万米ドル	100.0%	自動車内装部品製造販売
KASAI UK LTD (英国)	1,000万英ポンド	100.0%	自動車内装部品製造販売
KASAI MEXICANA S.A. DE C.V. (メキシコ)	1,200万米ドル	100.0% (45.0%)	自動車内装部品製造販売
広州河西汽車内飾件(有) (中国)	1,160万米ドル	65.9%	自動車内装部品製造販売
開封河西汽車飾件(有) (中国)	60百万人民元	60.0% (50.0%)	自動車内装部品製造販売
KASAI TECK SEE CO., LTD. (タイ)	407百万バーツ	75.0%	自動車内装部品製造販売
PT. KASAI TECK SEE INDONESIA (インドネシア)	663万米ドル	51.4%	自動車内装部品製造販売
KASAI INDIA (CHENNAI) PRIVATE LIMITED (インド)	700百万ルピー	100.0%	自動車内装部品製造販売
東風河西 (大連) 汽車飾件系統(有) (中国)	65百万人民元	50.0%	自動車内装部品製造販売
東風河西 (武漢) 頂飾系統(有) (中国)	15百万人民元	50.0% (50.0%)	自動車内装部品製造販売
KASAI SLOVAKIA s.r.o. (スロバキア)	10百万ユーロ	100.0%	自動車内装部品製造販売

- (注) 1. 資本金は、記載単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(4) 企業集団の主要な事業セグメント

当社の企業集団は、河西工業㈱(当社)、子会社19社、関連会社8社で構成され、国内及び海外において、主に自動車内装部品の製造販売を行い、併せてこれらに付帯する事業等を営んでおります。

(5) 企業集団の主要拠点等

主要な営業所及び工場

① 当社本社（神奈川県高座郡寒川町）

② 国内生産拠点

当社寒川工場（神奈川県高座郡寒川町）、当社寄居工場（埼玉県大里郡寄居町）、三重河西㈱（三重県津市・滋賀県東近江市）、群馬河西㈱（群馬県邑楽郡明和町・群馬県太田市）、九州河西㈱（大分県宇佐市）

③ 国内その他拠点

河西サポートサービス㈱（神奈川県綾瀬市）、河西テック㈱（静岡県富士宮市）、河西テクノ㈱（神奈川県高座郡寒川町）

④ 海外生産拠点

KASAI NORTH AMERICA,INC.（米 国）、KASAI UK LTD（英 国）、KASAI MEXICANA S.A. DE C.V.（メキシコ）、広州河西汽車内飾件㈱（中国）、開封河西汽車飾件㈱（中国）、KASAI TECK SEE CO.,LTD.（タ イ）、PT. KASAI TECK SEE INDONESIA（イ ン ド ネ シ ア）、KASAI INDIA（CHENNAI）PRIVATE LIMITED（インド）、東風河西（大連）汽車飾件系統㈱（中国）、東風河西（武漢）頂飾系統㈱（中国）、KASAI SLOVAKIA s.r.o.（スロバキア）

⑤ 海外その他拠点

KASAI SALES & ENGINEERING FRANCE SAS（フランス）

(6) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
9,173名	355名増

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時雇用人員数（期中平均雇用人員447名）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,213名	2名減	39.2歳	12.9年

（注）従業員数は就業人員数であり、臨時雇用人員数（期中平均雇用人員137名）は含んでおりません。

(7) 主要な借入先の状況

借入先	借入残高 (百万円)
株式会社りそな銀行	9,583
株式会社横浜銀行	4,752
株式会社みずほ銀行	4,541
株式会社三井住友銀行	3,903
株式会社三菱UFJ銀行	3,594

2. 会社の現況

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 127,695,000株
 ② 発行済株式の総数 39,511,728株
 (うち自己株式数677,004株)
 ③ 当事業年度末の株主数 20,646名
 ④ 上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
長瀬産業株式会社	5,404千株	13.9%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	3,507千株	9.0%
株式会社りそな銀行	1,825千株	4.7%
株式会社タチエス	1,692千株	4.3%
株式会社横浜銀行	1,276千株	3.2%
河西工業取引先持株会	1,248千株	3.2%
株式会社みずほ銀行	921千株	2.3%
株式会社ヨロズ	917千株	2.3%
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	871千株	2.2%
三菱UFJ信託銀行株式会社	699千株	1.8%

- (注) 1. 株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 自己株式677,004株には、業績連動型報酬制度導入の際に株式給付信託として設定した、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が所有する当社株式155,429株を含んでおりません。
 3. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の概要

名称	第4回新株予約権
発行決議の日	2014年6月20日
保有人員	
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）	1名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く）	—
取締役（監査等委員）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の数	14個
新株予約権の目的となる株式の数	14,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり764円
新株予約権の行使期間	2016年8月1日から2019年7月31日まで
新株予約権の主な行使条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社の関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要す。 ただし、取締役が任期満了により退任した場合、又は従業員が定年により退職した場合にはこの限りではない。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。さらに、新株予約権の相続はこれを認めない。 その他の条件は、2014年6月20日開催の株主総会及び同総会後の新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の引受者との間で締結する「新株予約権総数引受契約」で定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権等の概要

該当事項はありません。

(3) 会社役員状況

① 取締役状況 (2019年3月31日)

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
渡 邊 邦 幸	代表取締役会長 兼 社長 全般、内部監査室担当、経営企画部担当、品質保証部門担当、 情報取扱責任者	
堀 浩 治	取締役 相談役 欧州事業補佐	
半 谷 勝 二	取締役 常務役員 管理部門担当、環境管理統括責任者、個人情報統括管理者	
杉 沢 正 基	取締役 顧問 日本新事業PRJ補佐	
西 川 至	取締役 顧問 河西IoT推進補佐	
上 島 宏 之	取締役 非常勤	長瀬産業(株) 執行役員 自動車材料事業部長 兼 名古屋支店 長
伊 豆 野 学	取締役 (監査等委員) 常勤	
平 田 省 三	取締役 (監査等委員) 非常勤	
横 山 和 彦	取締役 (監査等委員) 非常勤	

- (注) 1. 当社は、経営の意思決定や事業改革の一層の迅速化、効率化を図るため、2019年1月1日付で、渡邊邦幸氏が代表取締役会長から代表取締役会長 兼 社長へ、堀浩治氏が代表取締役社長から取締役相談役へ、杉沢正基氏及び西川至氏が取締役専務執行役員から取締役顧問へ、それぞれ地位が変更となりました。
2. 取締役 渡邊邦幸氏の地位及び担当が、2019年4月1日付で、代表取締役社長 社長役員 全般、内部監査室担当、情報取扱責任者に変更となりました。
3. 取締役 上島宏之氏の重要な兼職の状況が、2019年4月1日付で、長瀬産業(株) 執行役員 モビリティソリューションズ事業部長 兼 名古屋支店長に変更となりました。
4. 取締役 上島宏之氏、伊豆野学氏、平田省三氏及び横山和彦氏は、社外取締役であります。
5. 取締役 平田省三氏及び横山和彦氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役 伊豆野学氏、平田省三氏及び横山和彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
7. 当社は、取締役からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能とし、監査等委員会の監査の実効性を高めるため、伊豆野学氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 取締役の報酬の額

区分	支給人員（人）	支給額（百万円）
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	5 (-)	151 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	5 (4)	36 (32)
合計	10 (4)	188 (32)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第85回定時株主総会において年額2億6千万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額3千万円以内、なお使用人分給与は含まない）と決議をいただいております。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月24日開催の第85回定時株主総会において年額5千万円以内と決議をいただいております。

③ 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	上 島 宏 之	2018年6月の就任後に開催の取締役会13回すべてに出席いたしました。 必要に応じ、グローバルな視点に基づき、国際的な見識と幅広い経験から発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	伊 豆 野 学	2018年6月の就任後に開催の取締役会13回及び監査等委員会18回すべてに出席いたしました。 必要に応じ、主に経験豊富な経営者の視点から発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	平 田 省 三	当期開催の取締役会17回及び監査等委員会24回すべてに出席いたしました。 必要に応じ、主に経験豊富な経営者の視点から発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	横 山 和 彦	2018年6月の就任後に開催の取締役会13回及び監査等委員会18回すべてに出席いたしました。 必要に応じ、主に経験豊富な経営者の視点から発言を行っております。

- (注) 1. 上島宏之氏は、長瀬産業(株) 執行役員 モビリティソリューションズ事業部長 兼 名古屋支店長を兼務しております。
なお、長瀬産業(株)は当社の大株主であり、当社は長瀬産業(株)との間に資材等の取引関係があります。
2. 横山和彦氏は、2019年6月開催の(株)佐藤渡辺の第88回定時株主総会で同社社外取締役に就任予定であります。
3. 伊豆野学氏、平田省三氏及び横山和彦氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 当社は、取締役からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能とし、監査等委員会の監査の実効性を高めるため、伊豆野学氏を常勤の監査等委員として選定しております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は非業務執行取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める責任限度額であります。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	66百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当該年度の監査計画における監査時間及び監査報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておりませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により解任します。

上記のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、その他監査等委員会が必要と判断する場合には、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに再任しないことに関する議案の内容を、監査等委員の過半数をもって決定します。

なお、当社は、会計監査人との責任限定契約は締結しておりません。

⑤ 当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の者の監査を受けております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制に関する基本的な考え方

取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及び当社の子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての取締役会における決定内容の概要は、以下のとおりであります。

- ① 取締役並びに使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役は、取締役会において経営の基本方針、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに、職務の執行状況が法令及び定款に適合しているかを監督いたします。また、監査等委員会は、取締役及び執行役員の職務執行を監査するとともに、必要に応じ内部監査室と連携し、グループ会社の業務内容や財政状態を監査いたします。
 - ・当社は、「河西グループ行動規範」及び「コンプライアンス・マニュアル」を定め、法令、社会規範に則った行動を義務付けるとともに、それらに反する行為については内部及び顧問弁護士に通報する制度を設けます。当規範とマニュアルはイントラネットに掲載し、社内への周知徹底を図ります。また、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備を図ります。
 - ・当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断すると共に、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応いたします。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「情報セキュリティ規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施いたします。

また、株主総会議事録、取締役会議事録など取締役の職務の執行に必要な文書については、「文書管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理いたします。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

当社は、それぞれの業務におけるリスクをコントロールすべく規程、基準書、要領等を定め、各業務はこれらに従って遂行されます。また、取締役会は業務の執行状況について定期的に報告を受け、事業運営に伴う重要なリスクについて、対応を取締役会で審議・決定するよう諮るものいたします。
- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、経営と執行の分離により、職務執行の権限を執行役員に委譲することで、効率的な事業・業務執行を図ることを目的として、執行役員制度を導入いたします。これにより、取締役はグループ全体の目標、方針、戦略を定めます。一方、執行役員は取締役会で決定された方針・戦略に従い、個々の事業・業務を責任と権限をもって執行いたします。
 - ・当社は、経営戦略会議を設置し、グループの中長期経営方針・経営戦略などの重要な目標・方針・戦略策定に関して十分な討議を行います。また、経営戦略会議で設定した目標に基づく業務を執行する際の

重要事項について審議を行う経営会議を定期的に設け、その審議を経て取締役会の決議を行うことにより、取締役会における審議の効率化を図ります。

- ・ 当社は、業務執行の組織的かつ効率的な運営を図ることを目的として、組織に係る規程、業務分掌に係る規程、職務権限に係る規程等を整備いたします。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社並びに当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、業務が適切に遂行されるよう、子会社に取締役及び（又は）監査を行う人員を派遣いたします。また、当社の地域統括責任者は子会社の業務執行状況を経営会議に定期的に報告し、必要に応じて当社の経営会議に出席するほか、ＴＶ若しくは電話会議で参加し、適切な経営判断を得て、地域運営にあたります。

ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社が重要な投資案件等の重要事項を実行する際には、当社の規程に従い、当社の経営会議或いは取締役会の決議を得なければならないなど、子会社の各業務におけるリスクをコントロールすべく規程、基準書、要領等を定めます。

ハ 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、主要地域において、当社の地域統括責任者によって開催される地域事業会議において子会社の業務執行状況を審議する体制を敷きます。また、当社の稟議決裁規程の整備・運用により、子会社の決裁範囲を明確にし、権限委譲を図ります。

ニ 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の監査等委員会による子会社の業務及び財産の業況の調査が定期的に行われる体制を確保するほか、内部監査室は子会社も内部監査の対象とし、その業務の適正を監査いたします。

⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役並びに使用人に関する事項、その取締役並びに使用人の取締役（監査等委員を除く）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査等委員会から求められた場合は、必要に応じて内部監査室員を監査等委員会の職務を補助する使用人（以下「補助使用人」という）として指名いたします。なお、補助使用人を置く場合は、独立性及び指示の実効性を確保するため、補助使用人の人事異動及び人事評価に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものいたします。

⑦ 次に掲げる体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制

イ 当社の取締役及び使用人が監査等委員会へ報告するための体制

- ・ 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告しなければならないものいたします。
- ・ 取締役及び使用人は、監査等委員会が報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、こ

れに協力するものといいたします。

- ・当社は、監査等委員が取締役会の他必要と認める重要な会議への出席が可能となるよう配慮し、業務執行状況及び重要事項の決定について、監査等委員会へ報告できる体制を確保いたします。

□ 当社の子会社の取締役、監査役又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- ・子会社の取締役は、当社の監査等委員会が事業の報告を求めた場合又は業務及び財産の調査を行う場合は、これに協力するものといいたします。
- ・当社は、当社の内部監査室による子会社の内部監査の結果についても内部監査室より監査等委員会へ報告を行うこととし、リスク管理及び法令遵守の状況についての監査等委員会への報告体制を確保いたします。

⑧ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報者保護規程を整備し、内部通報をした使用人が通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行ってはならないことを定めます。

⑨ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払又は償還の手続、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に関する事項

当社は、監査等委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないことといたします。

⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査室が必要に応じ監査等委員会と連携する体制を整備いたします。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりであります。

① コンプライアンスに関する運用状況

- ・「河西グループ行動規範」を策定しグループ全体に周知しております。
- ・取締役勉強会及び従業員に対するコンプライアンス教育を実施しております。
- ・外部弁護士及び内部監査室を窓口とする内部通報制度を導入しており、通報者に対する不利益扱いを禁止し、コンプライアンス違反の予防と早期発見を図っております。
- ・コンプライアンス委員会を年4回開催し、コンプライアンスの推進状況等の確認を行っております。

② 業務執行に関する運用状況

- ・取締役会を18回（書面決議1回を含む）開催したほか、経営戦略会議を開催し、執行役員も参加する経営会議等の主要会議体の活用により、取締役会の効率化を図っております。

③ リスク管理体制に関する運用状況

- ・各種規程を整備し、業務の適正化を図っております。
- ・取締役会、経営会議において、業務の執行状況について報告し、事業運営に伴う重要なリスクは、取締役会及び経営会議で対応を議論、決定しております。
- ・内部監査室による監査を実施するとともに、取締役会において内部監査室によるコンプライアンス報告を定期的に実施し、リスクの把握と対応の検討を行っております。

④ 子会社管理に関する運用状況

- ・地域会議（MC-X）規程を制定し、グローバル地域毎の地域経営会議を設け、各地域における経営の主体的な管理を強化しております。
- ・関係会社管理規程、地域会議（MC-X）規程及び稟議決裁規程で、子会社及び地域会議の権限を明確にし、リスク管理を行っております。
- ・子会社の業務執行状況は月1回、取締役会及び経営会議にて報告され、議論しております。

⑤ 監査等委員会に関する運用状況

- ・監査等委員は、取締役会その他、経営会議、役員会、コンプライアンス委員会等の主要会議体に出席して審議又は報告事項を把握し、監督を行っております。
- ・監査等委員は、代表取締役と定期的な面談を実施するほか、その他の取締役や執行役員とも適宜面談しております。
- ・監査等委員会は、内部監査室から監査報告を受けるほか、内部監査室が監査等委員会に適宜同席するなど、必要に応じて内部監査室と連携して職務を遂行しております。
- ・子会社に対し監査等委員会、会計監査人及び内部監査室が協力して監査を実施し、子会社はこれに協力する体制を整備しております。また、監査等委員は、適宜子会社の監査役と面談し、連携を取っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

① 当社グループのめざすべきもの

当社は1946年に事業を開始して以来、自動車産業の発展と共に技術開発や生産システム作り、人材開発に積極的に取り組み、自動車内装部品の研究開発、製造、販売におけるトップメーカーとしての地位を築いてまいりました。

当社グループは長期ビジョンとして「グローバルエクセレントカンパニーの確立」の理念のもと、グローバル市場における自動車内装部品企業としての地位を確立すべく、製品開発力・技術力の強化を図り、海外を含む取引先への拡販を積極的に進めております。

これらの高い技術と共に、最高の品質と価格競争力をもった製品をグローバルに供給することによって、取引先に満足していただくとともに、環境への影響を十分配慮した製品造りを通じて、社会に貢献できる収益力ある企業であることが、当社グループのめざすべきものと考えております。

創業以来培ってきた高い志に基づく経営理念、品質、技術、そして企業文化を共有する人材という有形無形の財産が、当社グループを継続的に発展、ひいては、広く社会から信頼される企業へと導き、企業価値・株主共同の利益確保・向上を可能にするものと考えております。

② 基本方針

当社は上場会社である以上、原則として、株主は株式の自由な取引を通じて決まるものであり、当社自身の判断で定めるべきではないと考えております。従いまして、大規模買付行為の提案に応じるか否かについても、あくまで、最終的には個々の株主の意思に基づき行われるべきものと考えております。

また、大規模買付行為が提案された場合、当社グループの企業価値に与える影響、大規模買付行為の目的や買付後の経営方針等の情報が十分に株主に提供されるとともに、適切に判断する為の時間が十分確保されるべきであると考えております。

株式の大規模買付行為を行う者の中には、短期的利益を獲得することのみを目的とする者もあり、当社グループの企業価値・株主共同の利益を毀損させるおそれが生じることもあり得ます。大規模買付行為により当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配するということは、すなわち、当社グループの経営理念、企業文化、或いは将来のビジョンを理解し、企業価値・株主共同の利益の向上と社会的貢献に継続的に取り組む責務を有するものであると考えておりますが、このようなことを理解せず、当社グループの企業価値・株主共同の利益を毀損させるような大規模買付行為を行う者は、当社グループの財務及び事業の方針を支配するものとして不適切であると考えております。

③ 企業価値・株主共同の利益向上への取り組み

当社グループでは、企業価値・株主共同の利益向上への取り組みとして、以下のとおり、中期経営計画に基づく各施策と、コーポレート・ガバナンスの枠組みに基づく透明性の高い企業運営を行っております。

イ) 中期経営計画に基づく取り組み

当社グループは「グローバルエクセレントカンパニーの確立」という理念のもと、グローバル市場での自動車内装部品企業としての地位を確立すべく、中長期の計画を策定し、企業価値向上の為の諸施策を実施しております。

ロ) コーポレート・ガバナンスの取組み

当社グループは、法令等を遵守し、事業等に関するリスクをコントロールしつつ、自律型・高収益企業としての地位を確立することをめざしております。その為のコーポレート・ガバナンスの取組みとして、取締役会を月1回以上開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定することになっている他、2016年の株主総会を経て、監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員会は、取締役の職務執行並びに国内外の当社グループ会社の業務内容や財務状況の監督・監査を行っております。また、執行役員制度を導入しており、業務執行に係る重要事項を経営会議において審議、決定する体制をとっております。関連規程を定め、法令等に沿った適時開示を行う体制を整備している他、投資家向け説明会を通して、当社グループの取組みを直接投資家に説明することや、当社ホームページに最新の企業情報を開示することで、透明性の高い経営をめざしております。

④ 基本方針に照らして不適切な者によって当社グループの財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

イ) 本対応方針の目的

当社は上場企業として当社株式の自由な売買を認めるべきであるとの考えから、ある特定の者から大規模買付の提案がなされた場合、これを一概に否定するものではなく、あくまで個々の株主により最終的に判断されるべきものと考えております。当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者を、当社自身が判断するということは考えておりません。

しかしながら、大規模買付の提案の中には、当社グループの本源的価値を適切に反映していない恐れがあるものや、株主、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様との中長期的な良好な関係が損なわれるおそれのあるものが無いとは言いきれません。また、当社グループの財務及び事業の方針を支配する者は、当社グループの経営理念、企業文化、或いは将来のビジョンを理解・実践し、企業価値・株主共同の利益の向上と社会的貢献に継続的に取り組む責務を有するものであることを理解しない者が現れないとも限りません。

従いまして、不適切な者によって当社グループの財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する為にも、大規模買付行為がなされた場合には、それに応じるか否かを個々の株主が判断する為の情報と時間を確保すること、当社の取締役会が株主の皆様へ代替案を提示する為の情報と時間を確保すること、そして透明性を確保する為、大規模買付者からの情報、提案、当社取締役会からの意見、提案を全て速やかに開示すること、等を大規模買付ルールとして制定することにより、個々の株主が適切な判断を行える体制を整えることといたしました。

ロ) 大規模買付行為の定義

次のa若しくはbのいずれかに該当する行為（ただし、予め当社取締役会が承認したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません）、又はその可能性のある行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

- a. 当社が発行する株券等（※注1）に関する大規模買付者の株券等保有割合（※注2）が20%以上となる当社株券等の買付行為。
- b. 当社が発行する株券等（※注1）に関する大規模買付者、及びその特別関係者（※注3）の株券等

保有割合（※注４）の合計が20%以上となる当社株券等の買付行為。

（※注１）金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株式等をいう。

（※注２）金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいう。

（※注３）金融商品取引法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいう。

（※注４）金融商品取引法第27条の２第８項に規定する株券等保有割合をいう。

ハ) 大規模買付ルールの制定

a. 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社取締役社長宛に、本件大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文書等を記載した意向表明書をご提出いただくこととします。この意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、(国内) 連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。

なお、当社の取締役会は、大規模買付者から意向表明書を受領したことについて、速やかに情報開示を行います。

b. 大規模買付者に対する情報提供要求

当社が上記意向表明書を受領して10営業日以内に、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成の為、当社取締役社長宛に提供していただく情報（以下「大規模買付情報」といいます）のリストを大規模買付者に交付します。その項目の一部は以下のとおりです。

- 1) 大規模買付者（組合・ファンドの場合は組合員、その他構成員を含みます）及びそのグループの概要（具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます）。
- 2) 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価格・種類・買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含みます）。
- 3) 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報等）、及び買付資金の裏付け（実質的提供者を含む資金の提供者の具体的名前、調達方法、関連する取引の内容を含みます）。
- 4) 大規模買付行為完了後に意図する当社経営方針、事業計画、配当政策、財政政策、資本政策、資産活用等（当社に対し重要提案行為等を行う予定がある場合は、その具体的内容を含みます）。
- 5) 買付後の社員、取引先、顧客その他の利害関係者の処遇方針。
- 6) 買付後の少数株主との利益相反回避策。
- 7) その他取締役会が合理的に必要と判断する情報。

c. 大規模買付者情報の追加提供と情報開示について

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び提供された大規模買付情報について、株主の皆様の判断の為に必要と認められる場合には、適切と判断する時点でその全部、若しくは一部を開示するものいたします。

また、当初提供いただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。この場合は、当社取締役会は、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上で、当社取締役会が追加で必要とする情報及び必要な理由を通知するものとします。

d. 評価期間

当社取締役会が十分な情報提供を受けたと判断した場合、60日（対価を円貨の現金のみとする公開買付による全株式の買付の場合）、又は90日（上記以外の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案の為の期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間中、取締役会はフィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他社外の専門家等の助言を受けながら、取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、一般に公開いたします。また、取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件の変更について交渉し、取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。大規模買付行為は、かかる取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとしたします。

二) 大規模買付ルールが遵守されない場合の対応

当社の大規模買付ルールにつきましても、当社における手続きの透明性・客観性を高め、個々の株主が適切な判断を行えるよう十分な情報を入手できる体制を整えることを目的としており、新株予約権や新株の割当を用いた具体的な買収防衛策について定めるものではありません。

かかる大規模買付ルールが遵守されず、大規模買付行為がなされた場合、この手続き違反の事実のみをもって直ちに新株予約権や新株の割当といった具体的な対抗措置を実施する予定はございませんが、善管注意義務を負う受託者として、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するよう、適切に対処していく所存であります。

ホ) 大規模買付ルールが遵守された場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合の対応

以下aからhの類型に該当すると認められ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、適切な時点においてその判断を公開し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するよう、適切に対処していく所存であります。

- a. 真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ、株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付を行っている判断される場合（グリーンメーラー）。
- b. 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要顧客等をそのグループ会社に委譲させることを目的で当社株式の買付を行っている判断される場合。
- c. 当社グループの経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として、不当に流用する目的で当社株式の買付を行っている判断される場合。
- d. 当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの不動産や有価証券等の高額資産を売却処分させ、その処分益をもって一時的な高配当をさせるなどで株価の急上昇を狙い、当社の株式を売り抜ける目的で当社株式の買付を行っている判断される場合。
- e. 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合。
- f. 大規模買付者による支配権取得により、株主、取引先、従業員等の当社グループステークホルダー

の利益を含む当社グループの企業価値が著しく毀損すると予想されたり、当社グループの企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合。

g. 大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係する者が含まれている場合など、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合。

h. その他、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に明らかに反すると認められる場合。

⑤ 大規模買付ルールの改廃等

大規模買付ルールにつきましては、2017年5月23日より発効することとし、有効期間は3年間といたします。ただし、当社は、有効期間中であっても、当該ルールについて随時再検討を行い、見直しすることがあるものといたします。

第88期
計 算 書 類

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

河西工業株式会社

貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	32,203	流 動 負 債	34,861
現 金 及 び 預 金	892	支 払 手 形	29
受 取 手 形	2,944	電 子 記 録 債 務	3,919
売 掛 金	13,025	買 掛 金	11,392
製 品	122	短 期 借 入 金	8,039
仕 掛 品	4,042	1年内返済予定の長期借入金	5,700
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	393	リ ー ス 債 務	853
前 払 費 用	339	未 払 金	883
未 収 入 金	5,875	未 払 費 用	2,337
短 期 貸 付 金	3,964	未 払 法 人 税 等	80
そ の 他	603	前 受 金	279
固 定 資 産	40,710	賞 与 引 当 金	691
有 形 固 定 資 産	12,096	そ の 他	655
建 物	4,685	固 定 負 債	10,813
構 築 物	207	長 期 借 入 金	9,500
機 械 及 び 装 置	1,464	リ ー ス 債 務	506
車 両 運 搬 具	9	退 職 給 付 引 当 金	426
工 具 器 具 備 品	2,658	繰 延 税 金 負 債	323
土 地	1,344	そ の 他	56
建 設 仮 勘 定	1,727	負 債 合 計	45,675
無 形 固 定 資 産	615	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	614	株 主 資 本	25,195
そ の 他	0	資 本 金	5,821
投 資 そ の 他 の 資 産	27,998	資 本 剰 余 金	5,868
投 資 有 価 証 券	4,512	資 本 準 備 金	1,455
関 係 会 社 株 式	18,406	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,412
関 係 会 社 出 資 金	2,981	利 益 剰 余 金	14,046
長 期 貸 付 金	1,987	そ の 他 利 益 剰 余 金	14,046
そ の 他	117	繰 越 利 益 剰 余 金	14,046
貸 倒 引 当 金	△5	自 己 株 式	△541
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,037
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,037
		新 株 予 約 権	5
		純 資 産 合 計	27,238
資 産 合 計	72,913	負 債 ・ 純 資 産 合 計	72,913

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上 高			75,261
売 上 原 価			71,591
売 上 総 利 益			3,669
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			6,528
営 業 損 失			2,859
営 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 配 当 金	6,948		
受 取 補 償 金	130		
為 替 差 益	37		
そ の 他	68		7,185
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	116		
そ の 他	19		136
経 常 利 益			4,189
特 別 利 益			
投 資 有 価 証 券 売 却 益	30		30
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損	21		
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	132		
そ の 他	1		155
税 引 前 当 期 純 利 益			4,064
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	52		
法 人 税 等 調 整 額	141		193
当 期 純 利 益			3,870

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
2018年4月1日残高	5,821	1,455	4,354	5,809	11,533	11,533	△585	22,579
当期変動額								
剰余金の配当					△1,356	△1,356		△1,356
当期純利益					3,870	3,870		3,870
自己株式の取得							△0	△0
自己株式の処分			58	58			43	102
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	58	58	2,513	2,513	43	2,616
2019年3月31日残高	5,821	1,455	4,412	5,868	14,046	14,046	△541	25,195

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
2018年4月1日残高	2,722	2,722	29	25,330
当期変動額				
剰余金の配当				△1,356
当期純利益				3,870
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				102
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△685	△685	△23	△708
当期変動額合計	△685	△685	△23	1,907
2019年3月31日残高	2,037	2,037	5	27,238

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社及び関連会社株式
移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

評価基準 原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

評価方法

製品・仕掛品	先入先出法
うち購入製品	移動平均法
うち金型仕掛品等	個別法
原材料・貯蔵品	移動平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

建物	}	定率法	
構築物			
機械及び装置			
車両運搬具			
工具器具備品		うち工具	定額法
		うち器具備品	定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び車両運搬具	2～22年
工具器具備品	2～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払いに備えるために設定したものであり、支給対象期間に対応する支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジを採用しております。なお、要件を満たす場合には、為替予約については振当処理を、金利スワップについては特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建債権債務
金利スワップ	借入金の利息

(3) ヘッジ方針

当社は、為替相場の変動・金利変動に対するリスクヘッジを目的として、実需の範囲内でデリバティブ取引を利用しております。したがって売買差益を獲得する目的や投機目的のためには、デリバティブ取引を利用しておりません。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより、有効性の評価を行っております。ただし、振当処理の要件を満たす為替予約、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(5) 取引に対する取組方針

デリバティブ取引は、外貨建債権債務の為替変動のリスク回避及び有利子負債の金利変動のリスク回避を目的として行っており、基本的に個別ヘッジを行い、取引高は実需の範囲内とし、投機目的やトレーディング目的の取引は行わない方針であります。

(6) 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引に係るリスク管理は、財務部が行っております。

為替変動・金利変動リスクを回避するための取引であり、実需以上のデリバティブ取引が存在していないか等に重点をおいて管理しております。

また、取引により確定した為替レート・利率等は随時担当役員に報告しております。

なお、デリバティブ取引が発生する場合は、個別の稟議事項として案件ごとに承認を受けることとしております。

(7) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引によるリスクとしては、為替相場及び市場金利の変動による期待利益の喪失というリスクを有しておりますが、それぞれ実需の範囲内の取引であり、実質的なリスクはありません。

また取引相手は、信用度の高い取引銀行であり、信用リスクはないものと判断しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(追加情報)

(業績連動型株式報酬制度)

当社は、取締役(社外取締役、監査等委員である取締役を除く)及び執行役員(以下あわせて「取締役及び執行役員」という。)を対象に、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当社の業績と株式価値との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い報酬制度として、業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入しております。

本制度に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)に準じております。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた「株式給付規程」に基づき、一定の受益者要件を満たした当社の取締役及び執行役員に対し、当社株式を給付する仕組みです。当社は、取締役及び執行役員に対し、役位及び業績達成度、業績貢献度に応じて各事業年度にポイントを付与し、原則として取締役及び執行役員が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の当社株式を給付します。取締役及び執行役員に対して給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

(2) 信託が保有する自社の株式に関する事項

① 信託における帳簿価額は、当事業年度255百万円であります。

② 当該自社の株式155,429株は、株主資本において自己株式として計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	54百万円
土地	125百万円
計	180百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金	200百万円
-------	--------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 20,131百万円

3. 偶発債務

次の関係会社について、金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

保証債務

河西テック(株)	100百万円
KASAI NORTH AMERICA, INC.	9,565百万円
KASAI MEXICANA S. A. DE C. V.	338百万円
PT. KASAI TECK SEE INDONESIA	1,022百万円
KASAI SALES & ENGINEERING FRANCE SAS	2百万円
KASAI SLOVAKIA s. r. o.	2,117百万円
東風河西(武漢)頂飾系統有限公司	65百万円
KASAI INDIA (CHENNAI) PRIVATE LIMITED	104百万円
計	13,316百万円

4. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	11,671百万円
長期金銭債権	1,919百万円
短期金銭債務	9,622百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	9,516百万円
仕入高等	48,292百万円
営業取引以外の取引高	6,821百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	936千株	0千株	104千株	832千株

(注1) 増加は単元未満株式の買取り22株によるものであり、
減少はストックオプションの権利行使104千株によるものであります。

(注2) 当事業年度末の自己株式数に含まれる株式給付信託が保有する自社の株式数は155千株であります。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	211百万円
退職給付引当金	130百万円
固定資産評価損	86百万円
投資有価証券評価損	65百万円
関係会社株式評価損	517百万円
繰越欠損金	1,015百万円
その他	366百万円

小計 2,393百万円

評価性引当額 △1,890百万円

繰延税金資産合計 503百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	825百万円
その他	1百万円

繰延税金負債合計 826百万円

繰延税金負債の純額 323百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 法人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社名	議決権等の所有 (被所有) 割合		関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
		所有	被所有					
主要株主 (会社等)	長瀬産業㈱	直接 0.0%	直接 13.9%	当社資材の仕入先	材料購入	4,760	買掛金	1,777

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

材料購入については、提示された見積価格、現行原材料の価格及び当社製品の市場価格から算定した価格を基に検討交渉の上決定しております。

2. 子会社

(単位：百万円)

属性	会社名	議決権等の所有 (被所有) 割合		関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
		所有	被所有					
子会社	三重河西㈱	直接 100.0%	—	原料等の有償支給 及び当社製品仕入 先 資金の援助	原料等の有償支給及び製品購入 (注1)	10,856	未収入金	795
					資金の貸付 (注2)	—	買掛金	1,251
					利息の受取 (注2)	22	短期貸付金	1,428
							長期貸付金	360
	群馬河西㈱	直接 100.0%	—	原料等の有償支給 及び当社製品仕入 先 資金の援助	原料等の有償支給及び製品購入 (注1)	12,105	未収入金	1,012
					資金の貸付 (注2)	—	買掛金	1,401
					利息の受取 (注2)	22	短期貸付金	1,875
							長期貸付金	1,000
	九州河西㈱	直接 100.0%	—	原料等の有償支給 及び当社製品仕入 先 資金の借入	原料等の有償支給及び製品購入 (注1)	20,766	未収入金	1,583
					利息の支払 (注2)	22	買掛金	2,041
							短期借入金	3,214

(単位：百万円)

属性	会社名	議決権等の所有 (被所有) 割合		関連当事者 との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
		所有	被所有					
子会社	KASAI NORTH AMERICA, INC.	直接 100.0%	—	債務保証	債務保証 (注4)	9,565	—	—
	KASAI MEXICANA S. A. DE C. V.	直接 55.0% 間接 45.0%	—	設備等の販売	設備等の 販売 (注3)	2,573	売掛金	1,526
	PT. KASAI TECK SEE INDONESIA	直接 51.4%	—	債務保証	債務保証 (注4)	1,022	—	—
	KASAI SLOVAKIA s. r. o.	直接 100%	—	債務保証	債務保証 (注4)	2,117	—	—

(注) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 原料等の有償支給については、市場価格等を勘案して決定しております。また、製品購入については、当社製品の市場価格を基に、一定率を割り引いた価格で決定しております。なお、有償支給及び製品購入については、損益計算書上純額で計上しております。
- (注2) 金利については、市場金利等を勘案して利率を合理的に決定しております。なお当社はキャッシュ・マネージメント・システム（以下CMS）を導入しておりますが、CMSを用いた資金取引について取引の内容ごとに取引金額を集計することは困難であるため、短期貸付金及び短期借入金の期末残高のみを表示しております。
- (注3) 設備等の販売については、総原価を勘案して取引価格を決定しております。
- (注4) 債務保証については、子会社の設備資金調達のための銀行借入に対して当社が債務保証を行っているものであり、保証料は受け取っておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	704円05銭
1株当たり当期純利益	100円17銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託が保有する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、当事業年度において、当該信託が保有する自社の株式の期中平均株式数は155千株、期末株式数は155千株であります。

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

河 西 工 業 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

茂木浩之



指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

京嶋清兵衛



当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、河西工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、河西工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

河 西 工 業 株 式 会 社

取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

茂木浩之



指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

京嶋清兵衛



当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、河西工業株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第88期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容、並びに当該決議に基づき構築されている体制（業務の適正を確保するための体制）の整備及び運用の状況について、取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室その他内部統制所管部門と連携のうえ、重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧、取締役及び重要な使用人等との面談を通じ、意思決定の過程及び内容、業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び重要な使用人の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (4) 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月23日

河西工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 伊豆野 学



監査等委員 平 田 省 三



監査等委員 横 山 和 彦

(注) 監査等委員 伊豆野学、平田省三及び横山和彦は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

